

## 教育・子ども政策調査特別委員会会議記録

教育・子ども政策調査特別委員会委員長 吉田 敬子

- 1 日時  
令和4年8月3日（水曜日）  
午前10時1分開会、午前11時56分散会
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
吉田敬子委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、佐藤ケイ子委員、工藤勝子委員、  
白澤勉委員、武田哲委員、工藤大輔委員、佐々木努委員、千田美津子委員、  
木村幸弘委員
- 4 欠席委員  
千葉秀幸副委員長
- 5 事務局職員  
吉田担当書記、藤澤担当書記
- 6 説明のため出席した者  
宮城教育大学 教授 久保 順也 氏
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 調査  
子どものいじめ防止対策について  
(2) その他  
次回の委員会運営について
- 9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから教育・子ども政策調査特別委員会を開会いたします。

なお、千葉秀幸副委員長は欠席ですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、子どものいじめ防止対策について調査を行いたいと思います。

本日は、講師として宮城教育大学教授、久保順也様をお招きしておりますので、御紹介いたします。

久保様の御略歴につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

本日は「子どものいじめ防止対策について」と題しましてお話しいただくこととしております。

久保様におかれましては、御多忙のところ、このたびの御講演をお引き受けいただき、改めて感謝を申し上げます。

これからお話をいただくことといたしておりますが、後ほど久保様を交えての質疑、意見交換の時間を設けておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、久保様、よろしく願いをいたします。

○久保順也参考人 皆様、改めましておはようございます。ただいま御紹介いただきました宮城教育大学の久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。私自身、実は岩手県の釜石市出身で、高校までは釜石市で過ごしておりました。こういった形でお話しさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。自分にとってのふるさとに何かしら貢献できるということを私自身うれしく思っております。

子どものいじめ防止対策についてお話しさせていただきますけれども、私自身の研究の専門分野は臨床心理学という分野でございます。これは、いわゆるカウンセリングなどの分野なのですが、その中でこれまで子どもたちと関わる機会がさまざまございました。宮城教育大学に就職してからは、学校現場とのつながりも深くなっていく中で、特に仙台市において、過去にいじめが背景の自死事案といったものが3件立て続いて発生したことが時期的にも重なっておりました。全国的にも大きな報道になりましたので、皆さんも御存じかと思うのですが、その中で仙台市や宮城県の中でもいじめ問題に関する関心が非常に高まりまして、さまざまな対策がされるようになってきております。あるいは宮城教育大学としても、いじめという問題を大きな課題と捉えておりまして、大学として取り組んできたこともございますので、御紹介させていただきたいと思います。

これは日本全国におけるいじめの認知件数と発生件数の推移のグラフでございます。途中で波線がありますのは、定義が変わったり、調査対象の校種がふえたといった変化により、前後の単純な比較ができないところです。平成25年のいじめ防止対策推進法施行以降は、急激にいじめ認知件数が増加しまして、令和元年度は61万2,496件という過去最高の件数になりました。令和2年度は、10万件ほど減り51万件ほどですが、背景にはコロナ禍での学校において、子どもたちの直接の交流ができなくなったことがあります。給食も黙って食べるとか、休み時間中もあまり触れ合ったりつかみ合ったりすることはなくて、お互い静かに過ごしましょうということで、そういった結果からいじめ自体が減ったということがあります。もちろん子どもたちにとってはコロナ禍においてこういった直接の交流が妨げられているということにはマイナスの面も大きいと思いますけれども、一方で皮肉なことにいじめが減ったということもございます。これが今後永続的に減っていくのかというと、そうでもなかろうと思っておりますので、令和3年度における結果について、どうなるか注目をすべきだと思います。いずれにせよいじめ認知件数に関しましては、うなぎ登りという状況でございますし、その中でも内訳として特に小学校の件数がかなりの割合を占めていることもおわかりいただけるかと思っております。

こうしたいじめがどういうきっかけで発見されているのか、こちらも同じ文部科学省の統計において、小学校、中学校、高校、特別支援学校、いずれの校種においても、中ほどにありますアンケート調査によるものが最も多いです。学校において行われている学校生活に関するアンケートなど、さまざまな名称で行われていると思うのですが、それによるものが一番多いということになります。

2番目は何が多いか見ていきますと、校種によって若干ばらつきはございますけれども、本人からの訴えが、小学校、中学校、高校において2番目にきております。つまりいじめられた子ども本人が、先生に訴え出て明らかになるといったことが2番目に続くわけです。特別支援学校においては学級担任の発見が2番目です。

3番目を見てみますと、また校種によってばらつきはございますが、小学校は学級担任の発見が続きます。中学校、高校においては、本人の保護者からの訴えが3番目に続いています。学校に保護者から連絡があつて、そこで初めていじめが発覚するといったことがきっかけとして多いということです。特別支援学校では、本人からの訴えが3番目に続きます。

御注目いただきたいのは、学級担任が発見するのが1位ではないということでございます。特に小学校の先生方は、朝から夕方まで子どもたちに張りついて関わっているわけですが、そういった立場であっても、学級担任が発見するというきっかけが1位ではありません。3番目に来るということでございますので、こういったところからいじめという問題の難しさがうかがえるわけですが、先生の目の前でいじめが発見されにくいということが大きな特徴として言えると思います。代わりにアンケート調査という、子どもたち本人からアンケートを書いてもらったり、時には本人から直接訴えてもらったり、場合によっては保護者の方から電話してもらったり、そういったことをしないと、学校としてはいじめを発見することが難しいというのが実態としてあり得ると思います。

こういったことを、まずいじめ問題の困難さ①としてまとめさせていただいたのですが、発見ができないとそこから調べられませんので、いじめ問題のスタートラインである実態把握に困難があると思っております。

重大事態に至るような、第三者調査委員会が調べるような報告書の中でも触れられることではございますけれども、発見したとしても、学級担任の先生が一人で抱え込んでしまって深刻化していくということが全国各地で発生しているようです。こういったことが困難さとしてございますので、対策として、学級担任の先生を支える校内体制を構築する必要があると思います。

具体的には、人員配置ということになるかと思うのですが、ただどういう人を配置したらいいのか、どういう人をふやすべきなのかということなのですが、まず一つ目として、これも多くの自治体で行われていると思うのですが、遊軍のようにフリーに動ける先生を設けまして、例えば仙台市の場合はいじめ対策担当教諭という名称で、そういった先生を置いて動いてもらうということをしています。こういった先生が具体的にどう役立つかといいますと、いじめがあつたときに聞き取り調査をしなければならないのですが、ほ

かの先生方は授業をやっていますので、なかなか動けないのです。どうしても放課後とか、部活のときに抜けてきて話を聞くという形にならざるを得ないのですが、どうしても対応が遅れてしまいます。一方でこういったいじめの専属に当たる先生が置かれておりますと、授業中にフリーに動いていますので、該当する被害者なり加害者を呼び出して話を伺ったり、あとは学年主任の先生などと手分けをしながら、並行して事実関係を聴取し迅速に対応していけるというメリットがございます。

二つ目としまして、支援員や指導員、相談員、ボランティアなど、名称はさまざまかと思いますが、先生ではなくて第三者的な立場の人員配置や、場合によっては民間の方やボランティアの方、地域の方など、学校の中にそういった大人の目を置いておくということにメリットがあると思います。先ほどのいじめ発見のきっかけのところで、先生の目の前あるいは大人の目の前ではいじめが起きないので、発見ができないというように申し上げましたが、常に大人の目を置いておけばいじめが起きにくくなるということでもあると思っております。

3番目としまして、小学校において学級担任を兼務しない学年主任や生徒指導主任を配置するということです。これも全国的なニュースになりますけれども、どこの自治体も先生が足りないという状況なので、なかなか実現が難しいところなのですが、小学校の中でも学年主任をしつつ学級担任も持っている方がほとんどだと思います。あとは生徒指導主任という立場の先生がいますが、実際にその仕事もしながら学級担任もやっているという忙しい立場の先生方が実態として多いと思います。学級担任をしながらとなりますと、いろいろな仕事に支障が出てきますので、先生方も余裕を持って子どもたちを見守るという意味からも、学年主任を受け持つ先生は学級担任を持たない、あるいは生徒指導主任を受け持つ先生は学級担任を持たないと分担を行うことで、子どもたちのいろいろな異変、異常に気づいていけるのではないかと思います。

四つ目として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、拡充でございます。こちらにつきましては、どの自治体もふえている状況だと思うのですが、特にスクールソーシャルワーカーはまだまだ養成の体制として整っていない面もございますので、自治体によっては十分に行き渡っていないところもございます。常勤化はなかなか難しい面があるのかもしれませんが、できるだけスクールソーシャルワーカーを幅広く活用することで、特に児童相談所や病院、警察などの連携もよりスムーズになっていくと思います。特にこういったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部の専門家を置くことで、学級経営へのコンサルテーションができると思っております。つまり学級担任の先生方が自分のクラスをどうやって運営していこうか悩んでいるとき、例えば、クラスが最近荒れていて心配だというときに、カウンセラーからコンサルテーションをもらうとか、スクールソーシャルワーカーからアドバイスをもらうことで、学級の経営を安定させることが可能になっていくと思っております。

今申し上げたことと重なりますが、こういった人員配置を充実させることにより実現したいことの①としまして、複数の大人が協働して子どもたちを見守っていくことです。例えば学級担任の先生と学年主任の先生が、授業の中やいろいろな行事等を2人で動く機会をふやすことによって、担任の先生が一人で抱え込まなくて済むことがふえていくと思います。

これも既に現場で行われていることですが、チームティーチングです。例えば少人数指導なり進路別、あるいは習熟度別指導などさまざまな方法がありますが、子どもたちをより小分けにして、そこに大人が関わることで目が届きやすくなるというメリットがありますので、そういった機会を複数設けていくことが必要だと思います。

これを通じて、担任の先生が一人で抱え込まない構造になるでしょうし、できれば学年単位の会議の中で、学級を振り返る会のようなことを持ち回りで行うことで、客観的にクラス全体の状況やいじめのことなど、学年や学校全体で共有していく機会になると思います。できればこういった機会にスクールカウンセラーも参加することで、アドバイスをもらいやすくなると思います。

また、これも先ほど申し上げましたけれども、教室や廊下に、常に教員やボランティアなどの大人がいることによって、見守り体制を充実させることができると思います。

こちらは、実際本学、宮城教育大学が過去に行ってきた、今はコロナ禍でなかなか実践できていないですが、仙台市の教育委員会と、あとは小学校・中学校長会、PTAなどと連携しまして、本学の学生ボランティアを学校に派遣するという活動をやってまいりました。こちらに各小学校、中学校の取り組みがありますが、実際学生ボランティアが学校に出向いて何をするかは、学校の事情によってさまざまです。授業のお手伝いをすることもありますし、運動会の運営を手伝うことや、休み時間中に校内を見回り心配な子に声をかけて、聞き取ったことを先生に伝えて早期にいじめの芽を摘むような例もございます。いずれにせよ本学の学生は、教員になることを志望している学生ですので、そういった学生たちが学校現場に出向いて、現場のことを知りつつ、実際にボランティアとして役に立っていくということは、お互いにとってメリットがある活動だと思います。

また、教員と子どもとの間のルールとリレーションの構築、これはよく言われることなのですが、特に生徒指導分野ではルールを守るということ、あるいはリレーション、関係性を構築するということはどちらも大切だと言われます。生徒指導の中では、ルールを守りなさいという指導はもちろんありますが、それだけでは子どもたちを管理し抑圧するだけになってしまいますので、先生と子どもとの間の信頼関係をちゃんとつくるというのがリレーションでございます。ただし、単純に子どもたちにルールを守らせ、いじめをやめなさいと言うだけではなく、先生自身もルールを守ることを伝えます。いじめがあったら、先生は見逃さず、ルールにのっとってみんなのことを守るということを子どもたちの前で宣言することによって、子どもたちがルールと先生を信頼できる環境をつくっていくことが大事なのではないかと思っています。また、教員と子どもとの間の対人関係、リレーションを

つくるための活動の一つとして p 4 c というのがございますが、こちらについては後で詳しくお伝えしたいと思います。

現在大学で勤めながら、仙台市が設けたいじめ等相談支援室、S-KET という相談窓口にも週に1回程度勤務しております、実際いじめの相談に当たっているところでございます。こちらは2020年6月1日に開室し、今3年目を迎えているのですけれども、主に電話を受けてお話を伺う相談員と、専門員という立場の弁護士、心の相談専門ということで私、3名でシフトを組んで相談にあたっております。電話の相談やメール相談、面接相談が可能で、火曜日と金曜日は夜7時まで受け付けています。子どもたちの部活が終わった後でも電話をしたり相談に来やすいですし、保護者の方も仕事が終わった後も来やすいように、土曜日も開室している窓口です。こちらは、先ほど申し上げた仙台市において発生したいじめ自死事案もありまして、そちらの対策を検討する中で、現在の市長が市長選のときに掲げたいじめ対策を行うという公約により実現しました。

チラシはこのようになっておりまして、メールやフリーダイヤルで誰でも相談いただけるようになっております。仙台市の繁華街の中にあります、比較的通いやすいところです。こちらには、例えばたたかれる、蹴られる、つらいとか、いじめに関連するものも例として挙げていますが、下のほうには、先生や親がすごく厳しくて悩んでいる場合であったり、親からの虐待に関する相談や、友達をいじめてしまい悩んでいるという子からの相談も受け付けることをチラシに記載して、市内の小中高校に配付しております。

こういったチラシを配付すると、その直後には相談がかなりふえます。実際に寄せられる相談から幾つか御紹介しますと、子どもからの相談の特徴としまして、まずメールによるものがほとんどです。電話というのは、ハードルが高いのだと思います。まずメールで、短文で相談が寄せられることが特徴的です。例えば、こんにちは。いじめられているんですけど、どうしたらいいんですか、というようなメールから始まることが多いです。それだとなかなか実態がわからないので、少しやり取りを重ねて、どんなことでいじめられているのか、どんなことで困っているのかということ聞き出しながら、適切な対応につなげていきます。

そのようにいじめに関する相談のほか、先ほど申し上げた親が厳しいとか、ときには虐待の可能性が疑われるケースもあって、実際に仙台市の児童相談所と連携している事例もございます。あとは、塾に行きたくないという相談も結構あります。親が厳しいから、行きたくないけれども言えないというような相談です。あとは、自分が心の病気かもしれないとか、将来こういう職業に就きたいが方法がわからないなど。最近ですと新型コロナウイルス感染症が流行しているが、クラスの中にマスクをしない人がいるという、そういった相談などが寄せられます。

一方で子どもの相談より多いのが保護者の皆さんからの御相談です。その中でも子どもがいじめ被害を受けたという相談が一番多いです。それも幾つかパターンがございます、まずうちの子が被害を受けたが、そのことを学校に言えないというものです。学校に遠慮している保護者の方が多いからだと思います。あとは、誰に相談したらいいかわからない。

担任の先生も忙しそうだし、それ以外の先生はよくわからないし、学校に言うといっても誰に言ったらいいのかわからないので、こういった第三者的な窓口で相談が寄せられることもございます。

あとは、うちの子がいじめられたのだけれども、うちの子のほうにも原因があるから、あまり強く言えないという相談です。とはいえ納得できないので、学校には言えないのだけれども、こういう第三者的な相談機関には話を聞いてもらいたいということもあります。

また、学校には相談しましたが、その対応に納得できないというパターンです。多いのは、加害者に対してどういう指導をしたのか教えてもらえていないということです。学校としては対応し、加害者にも対応しましたと言うのだけれども、実際にどういう対応をしたのか教えてもらえない。例えば反省文を書かせたとかという説明はあるが、その中身を見せてもらえないのかというと、個人情報保護を理由に見せてもらえないこともあります。あとは、被害を受けた側が、相手方が怖いので学校に行けなくなるという相談も多いです。結局は不登校を強いられてしまうわけで、その理不尽さに不満や怒りが出てきます。こちらは、全国的にもととき話題になりますが、加害者側を出席停止とすべきではないのかという意見は常々ありますし、特に被害者側としてはそういった思いを抱いている方は多いのだと思います。こういった相談に関しては、特に法制度の面からS-K-E-Tの弁護士がお話を伺いながら、相談に乗っています。

一方で加害者側の保護者からの御相談というのも少ないながらもございます。うちの子がいじめをしてしまったと。もちろん申し訳ない気持ちでいっぱいなのだけれども、被害者側からはさまざまな要求が寄せられるわけです。それに対して応えていかなければならないと思うが、過剰な要求もあり、それに対してどこまで応えたらいいのかという御相談です。被害者側は登下校が怖いので、登下校時は必ず加害者側の保護者が加害者生徒に付き添ってください。子どもから目を離さないように、ちゃんと親が見ていてくださいと、そういう形の要請。うちの子がいじめをしてしまったのは事実なので、申し訳ないという気持ちもあり、送り迎えをしていますけれども、いつまでやったらいいのかということです。送り迎えするとなれば、会社に遅刻したり、仕事を休んで対応しなければならないという御相談が寄せられることがあります。罪悪感もありますから、申し訳ないので、やらなければなどという思いもありつつ、でもこれを年度末までやれと言われたら、仕事にも支障が出ますので、困るという相談が寄せられることがございます。

また、加害者側の立場の方から、実はうちの子は発達障がいがあるので、手を出してしまったことや、相手をたたいてしまったことは申し訳ないのだけれども、背景には障がいの影響もあるのだということを相手方にも理解していただきたいがなかなか言えないという御相談もあります。

先ほどの被害を受けた側の悩みの中にもありますが、我が子にも原因があると思うところも、よくよく聞いてみますと発達障がいの影響が背景にあることがあります。今回たたかれた被害者だが、その直前のやり取りを聞いてみると、うちの子も相手に対して挑発的

なことを言っていて、うちの子が原因をつくってトラブルに発展してしまったという場合もあり、それぞれの立場で原因が語られることがあります。

発達障がいにつきましては、宮城教育大学も特に着目してしまっていて、かつて調査をしましたので、その結果を御報告したいと思います。こちらは、BPプロジェクトという取り組みの一環として行ったのですが、BPプロジェクトというのはいじめ防止支援プロジェクトというものの略称で、宮城教育大学だけではなく、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学で連携し、各大学の強みを生かしていじめ防止に取り組んでいるものです。平成27年度から始まり、初年度に宮城教育大学では発達障がい児のいじめ被害の実態調査を行いました。

内容は、宮城県内の公立の小中高校において、学級担任を持つ先生方にアンケート調査を実施したものです。まず、最初のグラフですが、こちらは、特定の子のトラブル被害の様態です。特定の子という表現を使っておりますのは、アンケートの中では発達障がいのある子という表現を使っていないのです。発達障がいという捉え方や概念が非常にわかりにくく、人によって判断が分かれるところですし、厳密に言えば、発達障がいの中でもいわゆる自閉スペクトラム障がいやADHD、学習障がいというように分かれておりますが、お医者さんにかかって、その診断が出ているかどうかということは、発達障がいに該当するかどうかの判断の上で必要なことですが、このアンケート調査の中ではそういう医学的な診断がついているかどうかは聞いていません。そのため、発達障がいという言葉では聞いていないのです。先生によって判断が分かれるかもしれませんので、あえてそこは特定の子と表現しています。アンケートでは、いろいろな発達障がいのお子さんにより得る特徴を並べまして、それにどのぐらい当てはまるかということをもって、発達障がいの特性があるかどうかを聞いております。

クラスの中で、学級担任の先生にアンケートしますので、その先生が担任しているクラスの中で特定のお子さんがどんなトラブル、被害に遭っていますかというように、いじめという言葉も使っていないのです。いじめというものも捉え方によってさまざまになりますので、ここでもあえていじめかどうかと問わずに、トラブルと表現しています。

どんなトラブルに遭っているか聞くと、小学校、中学校、高校で色分けをしておりますが、全体的に青色の高校は小中に比べるといじめの数自体が少ないのですけれども、多かつたもので見ますと、左側から、小学校、中学校で特定の子がふざけると必要以上に強く注意されるというのがやや当てはまる、非常によく当てはまるというのを合算しますと、4割から3割ぐらいになります。一つ隣に行きまして、その子がちょっとした間違いをすると必要以上に強く指摘されるというのが3割から4割近い小中学校のクラスであります。あるいは話しているとき、周囲の反応が素っ気ないが、特に中学校では4割近いクラスで当てはまっています。一番右側、からかいの対象になるといったことが中学校で特に6割近いクラスで当てはまっていました。まとめますと、クラスの中で特定のお子さんが過剰な注意や叱責

を受けたり、排斥されたり、からかいの対象になるといったことは、頻度としては多いと思います。

では、特定のお子さんたちというのはどんなお子さんですかというのを、発達障がいのお子さんによく見られる特徴を10項目並べまして、この中でどれに当てはまりが多かったかということで、抜粋して四つ挙げたものがこちらになります。こちらも左側から見ますと、特定のお子さんというのは、自らふざけて周りの子にちょっかいを出してしまうお子さんです。これが小学校、中学校の5割近いクラスで当てはまっています。あるいは落ちつきがなく、一つのことに集中してられないお子さんという項目では、小中学校の4割から5割近いクラスで当てはまっています。あるいは着席していても絶えず手足を動かしているお子さんは、特に小学校で多いです。さらに、ほかの人の話を最後まで聞かずに発言したり行動したりするお子さんは、4割から5割近い小中学校のクラスで当てはまっています。

ほかの人の話を最後まで聞かずに発言や行動をする例としましては、授業中に先生が、この問題の答えがわかる人、手を挙げてと言っているそばから、答えを言ってしまって、みんなから、何で言うんだよと総攻撃を受けるような、そういう場面が典型的なものとして挙げられると思います。先生が手を挙げてから発言してねと言っているのですけれども、それを待てないのです。思いついたら言いたいし、やりたいという、そういう衝動性の高さが特徴的な子がいるのです。面白そうだなと思ったら、つい消しゴムを投げてしまったり、ちょっかい出してしまうということも、衝動性の高さが特徴的です。あとは落ちつきがないとか手足を動かしているという多動性が高いお子さんもいます。このような子が特定の子としてクラスの中でターゲットになって、過剰な注意や叱責を受け、排斥されたり、からかいの対象になっているということが調査結果からわかりました。

こうした衝動性の高さや多動性というのは、発達障がいのお子さんの中でもADHDの特徴と一致して見えます。注意が必要なのは、実際特定のお子さんがADHDという診断を受けているかどうかはわかりません。そこまでアンケートで聞いていませんので、あくまで当てはまりが高かった行動像から見ると、ADHDのような特徴を持つお子さんが、クラスの中でターゲットになっているところのほうがええわけです。

ここまでで見ますと、クラスの中のそういう子が被害を受けているように見えるのですが、周りの子たちはその子のことをどう見ているのか。こちらは、一番右側から見ますと、どこの校種でも高かったのは、学級や友人関係の中でトラブルが起きてほしくないと思っていて、みんな平和を望んでいるのですが、平和を実現するために何をしているかといいますと、一個左に行きますが、自分はそのトラブルに巻き込まれたいかと思っていないのです。特に中学校で多いです。解決のために積極的に動くというよりは、距離を取り自分を守るという形が多いとうかがえました。さらに左側に行きますと、特定の子にトラブルを起こしてほしくないと思っているようです。小学校、中学校の3割、4割近いクラスで当てはまります。特定の子がほかの子に迷惑をかけていると思っているというのも3割から4割近い小中学校のクラスで当てはまっています。

この左側二つを見ますと、クラスメートからは、むしろ特定の子のほうがトラブルを起こす子であるように見えていると思います。言うなれば、クラスの子たち、周りの子たちは、自分たちのほうが被害者だと。だって、特定の子が自分たちにちょっかい出してくるし、ルールを破って不規則発言をするし、困ったやつだと。それに対して、注意、叱責するのは当たり前だし、このぐらいからかかっていいだろうとか、排斥したり無視したっていいだろうと、そういう対応策を取っている可能性があります。これもいじめ問題の難しさに関連しますけれども、周りの子からすると自分たちのほうが被害者で、特定の子が加害者でありいじめをするほうだという認識があります。特定の子からすると、周りの子から過剰な注意、叱責を受け、排斥されたり、からかわれたりして、自分は被害者だと捉えているので、お互いが傷ついているという現象がクラスの中で発生していると思います。

特に小学校が一番多いのですけれども、ADHDのお子さんたちの特徴といたしますか、落ちつきのないさというの、年齢が幼ければ幼いほどより顕著に現れますので、小学校の現場においては特徴のあるお子さんたちをめぐってトラブルが発生していて、お互いに困っているという状況があると思います。

これと関連することですが、こちらは警察庁によるいじめの原因、動機に関する調査結果です。いじめが事件になっているもののうち、加害者側に取り調べをしたときに得た、いじめの原因についてカテゴライズしたものです。こちらで見ますと、一番多いのが 35.2%のところで、面白半分・からかいでいじめたというものです。力が弱いからとか、無抵抗だからいじめたといったものが一番多いです。注目すべきは、加害者側ののりといいますか、面白半分でからかいのつもりでやったという非常に軽いのりでいじめに至っているということが非常に大切なポイントだと思います。警察が関与するぐらいの、事件化した重大な案件においても、加害者側として軽いのりでいじめという行為に至っているというのが非常にアンバランスですが、いじめの特徴の一つだと思います。

もう一つ注目しておきたいのが 14.6%の腹いせです。具体的には、あいつはいい子ぶっているからとか生意気だから、腹いせにいじめたといったものです。腹いせという表現には、もちろん復讐するとか、やり返すという意味があるわけですがけれども、ここにあるのはややこしい話ですが、加害者側に被害者意識があるということです。相手のほうが嫌なことをしたので、それでむかついた。だから、腹いせにいじめたのだという言い分なのです。そういう言い分が腹いせという表現の中にはあります。それが妥当な表現というか、認識なのかということはある程度、少なくとも加害者側の主観の中では悪いのは向こうだとか、そういう認識があるのではないかと思います。

こちらはいじめの様態です。また文部科学省の統計に戻りますが、注目しておきたいのは、どんなタイプのいじめが起きているのかということの中で、いずれの校種においても一番多いのが冷やか、からかい、悪口や脅し文句です。この中でも、からかいという表現は先ほどの警察庁の統計と同じように出てくるわけですがけれども、遊ぶふりをしてたたく、蹴

るといったところからもうかがえるのが、加害者側が遊びのつもりでやったとかふざけてやったとか、そういった認識が非常に大きいのだと思います。

こういったところからまとめますと、困難さ②としましたが、まずいじめ加害者側が自分のやっている行為をいじめと認識しないでやっている可能性が高いのではないかと思います。では、どのように捉えているかといいますと、遊びのつもりだったとか、いじっていただけとか、ふざけて言ったとか、あるいはからかっていただけというような、本人はいじめと捉えずにからかいだと捉えていて、かつ軽いのりで行われているというのがパターンとしてあり得ると思います。

もう一つのパターンが腹いせで、あの子のほうが悪いのだから、その子に対して正当な制裁を与えたのだというような、いじめの正当化です。そういう中で加害行為が行われているということがもう一つのパターンとしてあり得ると思います。

このような状況の中でいじめが発覚して、加害者に対して反省しなさいとか謝りなさいと言っても、何で自分が謝らなければならないのかと納得できないわけです。少なくとも加害者本人としては、遊びのつもりでやっていたし、相手だって笑っていたし、一緒に楽しんでいたはずだ。何で自分だけ謝らなければならないのかと思ったり、あとはむしろ相手のほうが悪いのに、何で自分が謝らなければならないのか、そのような状況に至ることがあります。これもときどき問題になるのですけれども、いわゆる謝罪の会です。当事者双方を集めて謝って、一件落着とするようなことが、実際には解決に至らないどころか、問題がこじれることがあるわけですが、少なくとも加害者側にこういう認識の中で謝らせることには意味がなく、むしろ害があるということが言えると思います。

加害者だけではなくて、クラスメートを含めた周りの子どもたちも、あの子がいじめられるのは仕方がないよ、あの子だって悪いところがあるものというような雰囲気の中で、当然いじめがやむことはなく、むしろ正当化される風土ができていくと思いますので、いじめというものが被害者、加害者という当事者ももちろん大事なのですが、それだけの問題ではなくて、学級や部活などのコミュニティ全体の問題なのだとこのことを捉えて、介入あるいは育てていくということが必要だと思っております。

こうしたことに関する対策としてまとめましたが、まずこういったいじめ被害に遭いやすいお子さんを把握しておく必要があると思います。ハイリスク児と言いましたけれども、先ほどの調査結果から踏まえれば、例えばADHDなどの、発達障がいの特徴のあるお子さんたちは、どうしても周囲から浮いてしまったり、からかいの対象になることがありますので、そのような特徴のあるお子さんかどうかということを早期に把握しておく必要があると思います。把握した上で、実際病院や専門機関と連携する中で、学習時間の配慮や生活場面での工夫などのコンサルテーションを専門機関から得ておくことが大事だと思います。ここでいう専門機関というのは、発達障害者支援センターのような公的な機関が含まれますが、実際そういった機関において発達障がいのあるお子さんたちとか、大人の方も通っておられますが、さまざまな心理検査をすることがございます。そこでわかったことというの

が学校現場に生かされて、どういう支援があるといいのか考えていくことで役立てることができしますので、そのような方法を一緒に考えていく場があるといいと思います。

また、当事者だけではなくて、コミュニティー全体で考える問題だということについては、そもそもいじめとは何なのかとか、何がいじめに該当し得るのかということを考えていくような教育的機会が必要だと思います。これは、通常道徳の時間とか、そういった時間に行われているものも含まれていると思います。先ほど申し上げたアンケート調査のように、普通はアンケート用紙にいじめの定義が書かれていて、それを基にアンケートを聞いていくのですけれども、先生によってはアンケート書かせる前に、いじめというのはこういうものだよということをみんなに伝えていくことがあります。一方的に先生から伝えるだけではなくて、子どもたち自身が考えて、もしかしたら自分がやっている行為というのは、相手にとっては嫌なことなのかかもしれないとか、傷つけているのかかもしれないなということを考えていく機会は大事だと思います。

あとは法律です。いじめ防止対策推進法の中にいじめの定義がありますが、小学校低学年の子たちがそれを理解することは難しいです。しかし、法律になるほど大ごとであることを子どもたちにも理解してもらう必要があると思います。

また、先ほど申し上げたような加害者側の被害者意識がありますので、そこに関して、じっくり付き合っていく時間的な余裕も必要だと思います。加害者側の傷つきというのを無視した状況で、ただ謝りなさいとかということをやっても、同じようなことが繰り返される可能性がありますので、そこにじっくり付き合えるための時間的な確保をするためには、先生方の仕事、特に事務作業量の軽減が大事だと思っております。加えて、先ほど挙げた人員確保について、教員に限らず大人の目をふやすということも大事だと思っております。

最後にお伝えしておきたいのは、いじめの予防に向けて、いじめが発生したら、単純にそれを早く見つけてなくしていくというアプローチも大切ですが、結局それは事後対応で、いじめは発生しているわけです。できればいじめが発生する前に子どもたち自身で気づいて、自らやめたり、やめさせたり、解決していけることが一番いいと思っております。そのために、子どもたちのいろいろな力が育つといいなと思います。例えば自分の行為を振り返る力、自分のやっていることというのは、誰かを傷つけているかもしれないと分かれば、いじめをやらずに済むかもしれません。あるいは自分の思いを言葉にする力です。むかつきたからたたくのではなくて、これが嫌だったのだと言葉にできればけんかにならないと思います。あとは他者への関心を持つということです。これは、最近のお子さんたちは薄いと思います。ほかの人たちもさまざまな背景があって、家族があって、人生があってここにいるのだということに想像力が働かず、相手を軽々しく扱ってしまうようなことがいじめにつながってしまうと思います。多様性ということも重なりますけれども、他者に関心を持つことや、他者の話を聞く力も必要だと思います。そして、究極的には人権というものを理解していく力だと思います。このようなことを学校現場や教育の機会を通じて身につけさせていきたい

わけですが、そのときに役に立つと思い、最近私も研究対象としておりますのが p 4 c というアプローチでございます。

p 4 c は、p h i l o s o p h y f o r c h i l d r e n の略で、日本語で直訳しますと、子どものための哲学で、宮城教育大学の研究部門では探究の対話と読み替えています。

具体的には、この写真のようにクラスで輪になって座りまして、今日はどんな話をしたいのか投票で選びます。その問いについて、コミュニティーボールと呼ばれる毛糸玉をクラスみんなで使って対話をしていきます。このコミュニティーボールを持っている人に発言権があり、話をちゃんと聞こうというルールがあります。それ以外の人は、黙って話を聞かなければいけないのですが、これが発達障がいのあるお子さんにとってはわかりやすい構造になっています。一方で、ボールが回ってきて話したくないときにはパスしてもいいことにしていて、これも大事なルールです。さらに、他者を傷つけないというルールもあります。基本的には何を言ってもいいのですけれども、誰かを傷つけたり攻撃するような言い方はやめましょうということです。これもまたセーフティー、安心、安全という感覚を養うために、非常に大事なルールになっています。あとは、まだ発言していない人に優先してボールを回すということです。全ての参加者が尊重される場にしたいので、できるだけ多くの意見を出したいからです。

このようなルールがありまして、いろいろな問いを基に行います。道徳の時間に使われることが多く、例えば友情というのは何だろうとか、働くというのは何だろうとか、そういった抽象的なテーマですが、哲学的なアプローチでもあり、子どもたちなりにいろいろな意見を出しています。

つい先日も秋田市の教育委員会がオンラインでこれを行いました。先生方が、生涯年収が保証されたら、働くのをやめるかどうかというテーマで対話しました。そのような形で大人もやっていますし、子どもたちも同じようなテーマで対話するのです。宝くじで1億円当たったら、もう仕事を辞めるかどうかというような、そんな形で対話します。

その中で、授業の中では話せないこととか、生き方に関することとか、そういったことを語ったり、あるいは他者が話すのを聞いたりしながら、自分の思いを深めていくことができます。

こうした機会というのは、なかなか学校現場において、ありそうでなかったと思います。みんなフラットな立場で、先生もこの中に入って一人の参加者として対話するのですけれども、先生も一人の大人として平等に発言しますので、子どもたちの声を素朴に受け止める機会になり、メリットがあると思います。

p 4 c による学びに期待されることを挙げますと、今教育現場でよく言われる主体的や対話的な学びが求められているわけですが、それそのものだということです。子どもたち自身が主体的に問いを立てて、それに対して対話していくという学びになっています。また、今申し上げたとおり、先生が子どもの話に耳を傾ける機会になります。先生方はお忙しいですし、日頃の授業をやっている中で、なかなか1対1で子どもたちの話を聞く機会はありません。

せん。こういったp4cの中だと、1対1ではないのですが、子どもたちが考えていることを素朴に受け止める機会になると、先生方から感想をいただくことが多いです。また、多様な視点が得られます。子どもたちからいろいろな意見が出るので、それ自体が面白いのですけれども、子どもたち自身も誰々が意外なことを言っていたということで刺激を受ける機会になります。また、セーフティー、安全、安心という感覚がp4cの中では大事なので、これを繰り返しやっていくことによって、自分はこのクラスの中で受け止めてもらっている、何を言っても大丈夫、ここに存在していいのだと感じられるようになっていきます。

このようなことがありますので、ふだんなかなかクラスに入って勉強に入れないお子さんも、p4cをやるときだけ来るということが実際にあります。中には、発達障がいのあるお子さんたちも、p4cのときは楽しそうにやっています。また、複数の先生が参加する機会にもなります。1人の先生だけではなくて、例えば廊下をたまたま歩いていた校長先生が飛び入りで参加するということがありますので、そういったことで多くの大人が関わる機会にもなります。学校によっては、保護者が入ってやることもあります。子どもにとっても教員にとってもp4cというのは楽しい機会になります。子どもたちにとって学校が楽しい場であるということは一番大切なことだと思いますので、そういった場を提供する機会になっているという意味では、大きなメリットがあると思います。

さまざまな話題に転々しまして恐縮ですけれども、私自身がいじめの相談や研究に携わっている中で感じていることをお話しさせていただきました。取り留めのない形で申し訳ありませんけれども、何か御不明な点等あれば御質問等でお答えしたいと思います。

以上、御清聴ありがとうございました。

○吉田敬子委員長 久保先生、大変貴重なお話、ありがとうございました。これより質疑、意見交換を行います。ただいまお話しいただきましたことに関しまして、質疑、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○工藤勝子委員 いじめ対策担当教諭ということを書いているのですけれども、宮城県では全校に担当の先生が配置されているかどうかお聞きしたいと思います。

○久保順也参考人 仙台市内の名称がいじめ対策担当教諭ですけれども、県のほうは名称が異なりますが、同様の役割を持つ教員が配置をされております。ただ、一部はいじめ対策担当教諭をしながら学級担任もやっているような現状がございますので、人が足りない実情があり、独立した遊軍的な立場では担当できていない学校があるのも事実ではございます。

○工藤勝子委員 このように教諭が配置されていても、それが機能するかないかということなのだろうと思います。あと、教育委員会でもそういう配置をすることが多分出されていて、配置しても先生が機能しないと、効果もなかなか出てこないのではないかなと考えたところでもありました。

アンケートを取るときに、どういう形で担任の先生から相談を受けているとか、ソーシャルワーカーからそういう相談があるかわかれば、もう少しよかったのかと、申し訳ありませんがそう思いました。

それで、発達障がい児のいじめ被害の実態調査をされていますよね。岩手県でもいろいろな調査をするのですけれども、結局アンケートに答えてくる人というのは半数だったらよい方で、多分この調査も8,618名の担任教師から取っていますけれども、半数ですよ。あとの半数の実態調査に答えない学校、もしくは担任の先生はどのように捉えているのか。自分の学校には全然問題がないと捉えてアンケートに答えないのか、そういう時間がなくて答えないのか、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○久保順也参考人 8,618名に配付したところ、有効回答数が4,584名分でしたので、大体半数近いのですけれども、実際にはもう少し回答は返ってきたのですが、私どもの不備もございまして、アンケート用紙の表裏のうち、表だけは回答したのだけれども、裏面を見ないで白紙回答だったということがございます。そういったものは、泣く泣く有効回答から外したので、半数ぐらいになってしまいました。おっしゃるとおり、忙しくて回答ができないという先生も数多くおられたでしょうし、うちの学級にはそういう心配な子はいないから該当しないよと、先生の主観的な判断の中で該当しないという判断されたという方も結構おられたのではないかと思います。

一方で、この種のアンケートで半数近くぐらいは返していただけるのは、非常に高い率で回答いただけたのかなと思っております。宮城県内の地元の調査でしたので、そういった意味ではかなり協力していただけたと思っております。

○工藤勝子委員 発達障がい児の子どもを特定の子と位置づけているような気がするのですけれども、特定の子となる発達障がい児だけがいじめ問題に関わっていると私は思っていないのです。非常に優秀でお金も不自由ない、そういう子どものほうが逆にいじめている人たちに多いのではないかなと考えているのですけれども、その辺のところをどのように考えていますか。

また、結局発達障がい児と位置づけること自体も私は少し疑問を持ったのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○久保順也参考人 実際優秀で経済的にも恵まれて、まさに不自由のない方が実際にいじめの加害者側に立っているということはもちろんございます。先ほど申し上げたS—KETでの相談でもそういったケースは実際多いです。私の主観で、データで裏づけたものではないのですが、実際いじめに関する相談として、経済的にしっかりした御家庭が多い地域はいじめの件数が多い印象があります。親御さんの意識が高く、いじめの被害があるということに関して、非常に感性鋭く反応されて、心配をされて相談を寄せる方が多いという面もあります。経済的に豊かであることとの因果関係ではなくて、相関関係と申しますか、どちらが先かはわかりませんが、子どもの成長や教育に関する関心が高い親御さんほどいじめに鋭敏に反応される方が多いと思います。

そういったお子さんが加害者側の立場に立つということも実際ありますし、今日の報告の中ではありませんが、例えば諸外国の調査では、いじめの加害者側で、特に無視とか仲間外れとか、そういったタイプのいじめをする子たちは、むしろソーシャルスキルが高く人と仲よくなる力が強い子たちという指摘もございます。仲間外れというのは仲間がいないと仲間外れできませんので、仲間をつくる能力が高いからできることでもあります。

加えて、発達障がいに関してですけれども、これもいろいろなところでお話しさせていただくときに、誤解を招かないように注意しなければならないと思っておりますのが、例えば我々は発達障がいだからいじめられるのだとか、発達障がいだからいじめられるのだということをお願いわけではございませんし、全てのいじめの原因は発達障がい還元するものではございません。実際現場で起きているものを捉えるときに、一つは発達障がいというものがある、特に小学校低学年のほうでは注目すべき事態としてあって、実際に現場の先生方も困っているし、子どもたちが当事者として困っているのだということを明らかにしたい意図がありまして、このような調査をしたところでございます。

○**工藤勝子委員** さまざまな形の中で、いじめというものは、私は根が深いものだろうなと思っております。これは、学校の先生だけでは解決できるものでもなくて、保護者の人たちも一緒になって考えていかなければならない課題でしょうし、社会的にもそういう形で、今後いじめをなくすためにもみんなで取り組んでいかなければならない課題ではないかなと思います。小学校は見えるのかもしれませんが、中学校、高校になってくると、第三者の人たちの目に見えないいじめというのが非常に多いと思っていて、それが公になっていないために、いじめの調査も氷山の一角ではないかとマスコミに報道されているところもあるわけでありまして。

そういう中において、結局教員の事務作業の軽減ということが最後のほうに出てきました。先生方が子どもたちに指導するほかに、事務的な書類の作業も非常に多いと。クラブ活動とか、そういうのにも先生方が関わっているわけでありまして、今後どのようにしてこの事務作業の軽減を図るべきだと考えているのか。教育委員会がもっと踏み込んでいかなければ解決できない問題なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○**久保順也参考人** 業務の負担の軽減というところは、よく言われるところですが、例えばコロナ禍におきまして、学校の運動会や遠足、修学旅行などが中止になっているところで、子どもたちにとっては非常に残念な面がありましたが、現場の先生方のお話を聞く中で、こういった行事が中止になって非常に助かるという部分がございます。これまで準備に時間が取られて大変だったので、それが中止になることで本来の業務である日々の授業に集中して取り組むことができているという声があるのも事実です。一方で、行事そのものは、子どもたちの健全育成とか、さまざまな経験の機会の確保という意味では非常に重要ですので、それを全てなくすということは、また逆の弊害というか、いろいろな問題があると思います。合理的な精選は必要になってくると個人的には考えております。

また、事務作業量の負担軽減については、ほかの自治体の例ですと、事務補佐員の方が、先生のプリントを印刷する作業などの単純作業について担うということで、大分作業量が軽減した例はあるようですので、そのような補助はどここの学校でも役に立つのではないかと思います。

○千田美津子委員 いじめを発見する難しさ、それから実態把握が大変だということを本当に私も感じていましたが、改めて先生の話で痛感したところです。

学校内での先生方の配置が、もっと余裕のある配置でなければ、そういうことも解決できないというのもそのとおりだと思います。岩手県でも、今まではどちらかというとスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーをお願いをして、配置をふやしてきてもらってはいるのですけれども、学校の体制を専門化して、余裕のある体制をつくるというのは、これから努力をしていかなければならないと思います。

それとあわせて、学級担任を支える人員配置の中で、第三者的立場の人員配置である支援員や指導員、相談員、ボランティアなど、仙台市は学生ボランティアが多いということもあって、配置できたようなのですが、こういう形で常に大人の目があるということは非常に大事だと思うのです。仙台市以外のところでこういうことがうまくいっているような例や、こうあればいいのではないかというものについて、お知らせください。

○久保順也参考人 仙台市は、特に学生人口が多いので、比較的学生ボランティアを確保しやすいですが、宮城県内でも同様に、柴田町は仙台大学がありますので、地域の大学、特に教員養成課程を持つような大学は比較的学校が連携しやすいようです。宮城県内でもそういった大学が全体に行き渡っているわけではありませんので、郡部に行けば行くほど機会が確保できないという問題は常にどこにでもございます。

そこで、地域の方やPTAの方も含めて導入するということに関して、うまくいっている事案については、私が十分把握できていないところではございます。ただ、全国的に、今、コミュニティ・スクールという形で、どここの学校も地域の声を取り入れた学校づくり、学校運営ということが始まってきていると思います。これまでに比べると、地域の方が学校に参画しやすい状況になってきていると思いますが、その波をうまく活用できると、より開かれた学校づくりができると思います。どうしてもこれまでは特に不審者対策や学校防犯の関係で学校部外の人が学校に入ることは抵抗感が強かったですが、改めてコミュニティ・スクールの流れの中で、地域の方が学校に入りやすい流れをつくれれば、いじめ防止という観点からも役に立っていくのではないかなと期待しているところでございます。

○千田美津子委員 今久保先生からもお話があったように、地域で登下校をするなど、そういう防犯関係のさまざまな仕組みをつくって、地域で子どもたちを見守ろうという、そういう雰囲気はすごく高まっています。そこから一歩踏み込んだ、コミュニティ・スクールの観点で地域でも取り組めればいいなと思っています。これからもそういう御指導をいただければと思います。

それから、今までもいじめのさまざまなデータの中で、からかいあるいは冷やかしがかなり多く、この数字を見たときに、その程度のいじめなのだという、見るほうも根深くないいじめではないかという捉え方が、私自身もありました。しかしそれは加害者が軽いので相手をいじめてしまうということで、そこが一番の問題になってくると思います。重大ではないかもしれませんが、根が深いということで、これからのいじめ対策においてその部分の対応が非常に大事だと思います。

それで、最後に久保先生から御指摘や期待されることのお話がありましたが、自分の権利と同様に相手の権利を認め合うということが子どもたちの中であまり定着していない。つまり子どもの権利、子どもの権利条約に沿った、そういう勉強が足りないのだと思います。子育て支援条例はどこでもありますが、子どもの権利条例や、そういうものの位置づけがあまり深まっていないのです。そういった点で、久保先生は全国の子どもの権利というものの状況をどのように捉えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○久保順也参考人 委員がおっしゃるとおり、子どもの権利に関するものは、特に学校現場においては、残念なことに遅れている考えはあります。その遅れを取り戻すために、学校と文部科学省が生徒指導提要という資料をつくっているのですが、その最新版を今つくっているようでして、その中で改めて子どもの権利について十分に言及するような流れになっているようです。

権利については、子どもたちにとっては遠い話で、なかなか想像しにくいものであるのですが、学びにくいところはあるのですが、人として、自分や相手、みんなに当然にあるものだけでも、でもある意味それを努力して守っていかなければならないことを学校教育の中で学ぶ機会が重要だと思います。そのうえで、子どもの権利条約を一つ一つ丁寧に見ていくということは大事だと思います。国際的に運用されているものですので、例えば戦争に関する項目とか、なかなか今の日本の子どもたちにとっては身近には感じられないかもしれませんが、実際にウクライナではそういうことが起きているし、むしろ今の時期だからこそ日本の子どもたちも学ぶ機会になっていくべきだと個人的にも思います。

○佐藤ケイ子委員 仙台市では、いじめ相談支援室を設置していらっしゃるということで、これはすばらしいと思いました。相談の状況について、子どもからの相談はメールがほとんどということですが、相談を受ける時間帯、平日は夕方5時で、火曜日、金曜日は夜7時までとあるわけですが、こういうメールを送るのは夜のニーズがあるのではないかと想像しますが、時間的な対応が十分なのかどうか。それからスタッフの状況は十分なのかどうか、詳しく伺いたいと思います。あと子どもからの相談は、メールもそうですが、相談室に訪問してきて面談をすることはあるのか。それから、学校に連絡したり、そういう連携はどのような状況になっているのか、状況をお聞かせいただきたいと思います。

○久保順也参考人 S-KETに子どもから寄せられるメール相談、時間帯についてしっかりした統計を取っているわけではありませんが、夕方から夜中、場合によっては深夜は確かに多い印象があります。少なくとも日中は、多くのお子さんは学校に行っていて、そこで

メールは書けない状況ですので、おうちに帰ってから自分の部屋で落ち着いたときに送ることが多いのだらうと思います。

メールはすぐに届くのですけれども、S—K E T側は勤務時間外ですので、そこで迅速に対応できているわけではありません。翌日や次の営業日に対応していくこととなります。実は、メールは全て私が目を通して、私が返事を考えながら回答しているので、迅速性に欠ける面があるのですけれども、できるだけ丁寧な言葉を返してあげられるように工夫しているところがございます。

S—K E Tに限らず、例えば宮城県の教育委員会では、24 時間ラインによる相談というのもございますので、子どもたちによってはそちらとうまく使い分けて、迅速性が求められるときにはラインで相談をするなど使い分けているのかもしれませんが。

また、S—K E Tの相談体制として、シフトを組んでいるので相談員が日々おりまして、あと専門員は大体それぞれ週に1 回ぐらい来ていますので、常勤という形で誰かがいるというわけではないです。相談員自体も非常勤で回しておりますので、そういった点ではやはりこちらも仙台市には手厚くしていただきたいです。

あと、学校との連携ということに関しましては、相談に関しては守秘義務がありますので、こちらで聞いたことはここだけの話にしつつも、実際にはいじめの相談において学校が一義的に関わってもらわないと動かないところがございますので、相談を伺いつつも、先生にはどのように話をしていますかとか、学校のほうには相談してみましたかという情報も並行して聞き取っています。うまく伝えられていないだとか、心配なのだということであれば励ましながら相談を促し、それでも心配であれば、S—K E Tから学校側に情報提供して、学校でうまくサポートしてあげてほしいと伝えることができるという提案はします。その方法を強制はできませんが、そういった相談の進め方ができることを伝えたいと、学校に情報共有して動いてもらえるように促すことはあります。ただ、あくまで御本人次第ですので、お子さんや保護者によってはどうしても学校に言っただけでほしくないという方もいます。そのときはS—K E Tで受け止めて相談するのですが、ケース・バイケースです。できれば学校や教育委員会と連携してやっていきたいというところがこちらとしてはございます。

○佐藤ケイ子委員 不登校の原因はさまざまあるのでしょうか、いじめがきっかけになって不登校になっている例というものがあるようなのですけれども、そういういじめと不登校の状況などは把握されているのでしょうか。

○久保順也参考人 これも統計上の話ではないので、私の主観で恐縮なのですが、実際S—K E Tに寄せられる相談の中では、いじめがあっても今学校に行けておらず、それが年間 30 日以上で不登校に該当するケースが少なくない印象です。学校側としては、それをいじめと捉えていなかったり、いじめが背景にあっても、年間 30 日以上欠席、不登校となれば、いわゆるいじめの重大事態に該当するわけですが、そこまで重大と捉えていない印象がありますので、それもあって先ほど申し上げたような学校側に情報提供して、早めに気づいて動いてもらう必要があるなと感じるケースがあります。

補足ですが、S-KETというのは、教育委員会の中にある窓口ではなくて、仙台市の子ども未来局という保育所や児童館を管轄する部署の中にある相談窓口です。教育委員会や学校とは独立した立場で相談を受けているという特徴がございますし、そういった意味では教育委員会に命令する立場ではないのですが、あくまで横の立場で情報提供しながら動いているという特徴がございます。

○**関根敏伸委員** 対策について、もう少し具体的に教えていただきたいのですが、障がいを持った子どもを想定したことについて、このアンケート結果を見てみても、実態としていじめの対象になることが多いということで、事実なのだと思いますし、場合によっては多動性とかの問題で加害者にもなり得て、本人も傷つくのだろうし、保護者も大変苦勞されるということだと思います。

実態として今そういう子どもがふえておりますが、通常の子どもとそういう子どもと一緒に学ばせる環境はふえてきている中で、そこをしっかりと対応していかないと大変ではないかなと思っています。被害に遭いやすいハイリスク児の把握と、学校と専門機関、支援センターを例として挙げられていましたけれども、そういったところとのコンサルテーションを具体的に宮城県ではどういう対応をされているのか。

そして、いじめに遭った子ども、あるいは加害者となってしまった子ども、保護者、そういった方々にはどういうフォローがされているのか。そこを教えていただきたいと思いません。

○**久保順也参考人** 宮城県及び仙台市が十分対応できているかというところ、自信のないところですが、具体的には発達障害者支援センターのようなところでこういったお子さんたちが心理検査などを受けまして、あるいはお医者さんの診断も受けて、発達障がいの可能性があり確定診断という形で診断を受けた後に、その情報を持ってセンターの職員さんが学校に来て、保護者の同意や御本人の意向も受け、学校と情報共有しながら、サポートが必要かどうかを検討する場がそれに該当すると思います。心理検査の結果というのは比較的わかりにくいものですし、数値の意味とか、実際に、ではその数値の結果から何が言えて、どういうサポートがあるといいのかという翻訳作業が必要ですので、スクールカウンセラーも同席したり、学校側の先生方の間に心理の専門家が入ることによって、学校での受け入れ態勢が考えやすくなると思います。スクールソーシャルワーカーもそうですし、スクールカウンセラーが関わることによって、より具体的に学校で何をしたらいいのかが見えやすくなると思います。それができている学校もありますし、なかなかそこまでできていないという学校も仙台市及び宮城県内にはあり、さまざまな状況だと思います。学校側からセンターの職員に来てもらいたいとか、どうしたらいいのか具体的に教えてくださいと連絡すると、動いてくれると思いますので、そこをいかに動かすかというところで、場合によってはスクールカウンセラーから強く要望を出してもらって、日程調整したうえで来談していただくという、学校側からの積極的な活用が必要だと思います。

○**関根敏伸委員** いじめ被害者、加害者になった子どもや保護者へのフォロー体制についてはいかがでしょうか。

○**久保順也参考人** 発達障がいのあるお子さんに関して言うと、その特性の中でそういったトラブルが発生しがちなので、診断して終わりではなく、継続的に相談をしていくのですけれども、サポートに関して学校とセンターと親御さんと含めて、定期的な会合を持ちましょうということ、情報共有していくことは、その支援に該当すると思います。成長に従ってある問題が消えていったり、逆に別の問題が出てきたりということがございますので、そういう長期にわたって関わっていけるのはセンターのメリットだと思います。学校のほうは、小学校の6年間、中学校の3年間で卒業して入れ替わるのですが、センターのほうは基本的には同じ立場で、生涯サポートしていくという立場の中で関わっていきますので、そこはリードを取りながら、定期的な会合を持つことは望ましいと思います。

○**小西和子委員** 岩手県は、教員が100%配置されていない県です。支援員が少ないということ、そういう中で発達障がい子どもたちがふえておりまして、1人であれば、支援員が1人入って担任と何とか安全確保ができるのですが、今の学校は複数、発達障がい子どもがいますので、響き合うのです。響き合って、影響が大きくなって、本当にへとへとになりながら授業をしているというのが現状であります。私は小学校の教員をしていたので、そういう情報もいただいております。

子どもとゆっくり話をする機会を持つということが大事であるとのことでしたので、そのことはこれから教育委員会に言っていきたいと思っておりますし、そうすることでいじめを早期に発見できることが大事ということを学びました。特定の子の中には、ちょっとした配慮をすることで障がいが目立たなくなることがありますよね。そういうことを専門家から学ぶということも先生がおっしゃっていましたので、これからも大いに訴えていきたいですし、そういう機会をふやすようにと訴えていきたいと思っております。

それから、いじめる側の子どもたちも、いろいろな家庭を背負ってきている子どもが多いと思っています。いじめる側の子どもたちの話を聞くにしても、やはり教職員の心のゆとりというのが必要ですし、校内で連携を取ることも必要で、私は用務員の方や給食の職員の方など、そういう方たちからさまざまなことを教えていただいて、子どもたちと接してきました。かえってそういうところで子どもの本音が出たりすると思われました。先ほどの発達障害支援センターは、その子どもを生涯見ていくということで、とても大事だと思います。これは、どのようにして設立していったのか教えていただきたいと思っております。

○**久保順也参考人** 根拠法としては、発達障害者支援法がございますので、そちらに基づいて各地にできているものと思っておりますが、仙台市に関して言いますと、従来は発達障がいに限らず、子どもたちのあらゆる障がいに関して児童相談所で相談を受け付けておりまして、そこで療育手帳の発行などをしておりました。仙台市の場合には特に発達障がいに着目され、相談件数が非常にふえていきまして、正確な年度は覚えていないのですが、あるときから発達障がいに関する相談部門は切り離して、発達障がい者支援センター、通称アーチル

というものを仙台市が設けました。20年近く前だと思いますが、その後さらに発達障がいに関する御相談がふえていきまして、一つでは足りないため、二つ目も十何年前につくったという経緯がございます。仙台市内に二つ、北部アーチルと南部アーチルとございますけれども、それでも足りないので、相談予約しても数カ月待ちという状況になっております。

全国的な傾向として、発達障がいというものは認知が進むにつれて、もしかしたら自分もそうかもしれないとか、うちの子もそうかもしれないと、どんどん相談自体がふえているところですけども、実際に困っている方がそれだけいらっしゃるのだろうなと思っております。

○**小西和子委員** 岩手県は、小児精神科医が減ってきているのです。久保先生がおっしゃったように、診断していただくのに何カ月も待つのです。例えば中学校は3年しかないのに、何カ月も待たされるといったことで、関係する教員たちが頭を抱えていて、何とかこの子どもたちをという思いでいるのですけれども、そういった状態でありますので、岩手県にも働きかけて、発達障害支援センターといったものが機能するような整備をするように訴えていきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** いじめも不登校もそうなのですが、早期発見、早期対応というのが一番望まれるわけですが、トラブルが長期化する、あるいは発見してから学校の対応に少し時間がかかって、その間、年度を越えて先生方も異動になり、実態がよくわからなくなってしまい、なかなか解決しないまま不登校が続いているというケースも、事案として相談されたことがあります。時間がたてばたつほど、問題はなかなか解決できないような状況に陥るケースが多いと思うのですが、行政において事案が発生したときは、標準処理日数のような形で、大体何日ぐらいでこの案件については処理をしなければいけない、あるいは回答しなければいけないというようなものがあります。いじめや不登校等に発展した際に長くかかるといことからすると、もう少し日数を制限して、発生からどのぐらいで、ここまでの対応をしなければいけない、そしてここまではこういう対応をしなければいけないという目安が必要だと思うのですが、久保先生のお考えを教えてくださいたいと思っております。

○**久保順也参考人** 目安として、いろいろな自治体や教育委員会にはあるかもしれませんが、仙台市教育委員会としては、例えばお子さんが何らかで休んだら、まず担任の先生が電話連絡しますし、3日休んだら家庭訪問を行うといった形で、1週間ごとに何をするかといったマニュアルは、多分どこの自治体もあると思っております。

そういう対応と、一方で今委員がおっしゃったような調査、何があったのか把握するというのも必要なのですけれども、S-K-E-Tで相談事案に対応する際に、特に弁護士が強調するのは、何があったかを明らかにする調査はやっていただく必要がありますけれども、それとはまた別途、子どもが安心して学校に行けるために何が必要か、それは調査結果を待たずして進めるということで切り分けて対応することがより子どものためになると思っております。

これも事例によりましては、お子さんによっては、確かにいじめられて不登校になったのだけれども、もういじめのことはどうでもよくて、今さら振り返りたくもない、触れて

ほしくない、むしろこれから自分が学校でやりたいことをやれるようにサポートしてほしいということに重きを置いているお子さんがいるのも事実です。でも親御さんは納得してなくて、いじめのことをちゃんと調べるべきだと、強い思いを抱いている親御さんもいて、親子で思いに温度差があることも事実です。どちらも大事なことですので、親御さんの思いとしては当然事実を明らかにして、反省を踏まえて今後対応していただく必要があるという思いがあります。振り返りにさまざまな手続が必要ですので、必要な時間をかけていただく必要はあると思うのですが、でもそれを待ってから、子どもの対応をするというわけにはいきませんので、並行して子どもに対するサポートはすぐにでも行うことで整理がつくと思っております。

○**工藤大輔委員** 前に経験したケースの中では、卒業してしまえば完全にどうなっているかわからないような状況や、解決しがたい状況になっている事例があると感じました。

その中で、いじめが起因して不登校が長くなってくると、先ほど久保先生が言われた親御さんの学校に対する不信感が高まって、対応がおそいのではないかと、何か隠しているのではないかと、先生がうそを言っているのではないかとというようなサイクルが解決しない要素の一つになっていると思います。そういった場合、学校サイドも先生を守る事例もあります。教育委員会というよりも、知事部局の子ども子育てを支援する部局が、いじめ問題を子どもの立場に立って調査し、解決に向かって対応するという取り組みを行う自治体もあり、それもいい発想だと思いますが、久保先生のお考えを聞かせてください。

○**久保順也参考人** S-KET自体が、仙台市で言うと子ども未来局という教育局とは別のところで独立した立場からいじめ問題にタッチしていますので、似ている発想から生まれていた背景がございます。

S-KET立ち上げの前には、各自治体の調査をしまして、例えば川口市のように子どもオンブズパーソン制度という制度を持っている自治体もあります。そちらは特に子どもの権利ということに関して、いじめに限らず、虐待の問題や貧困の問題など、そのようなことも含めて子どもの立場に立って考えていくということを制度化しています。そのようなところを参考にしてS-KETを立ち上げたところでございます。ただ、S-KETはいじめ相談に特化したかったので、貧困問題とか児童虐待のことはメインにはしていないのですが、共通するのはいじめの問題というものが教育現場だけではなくて、ほかのところからもタッチしていけるということです。特にS-KETに関しては、法律の専門家がいまして、そこからサポートできます。子どもや保護者のためになるようなことはどうやったら実現できるか、一緒に考えていくという立場でサポートできるのが特徴的だと思っております。

○**佐々木努委員** 発達障がいを持つ子どもが被害者になるとか、あるいは加害者になるという話も出ておりましたけれども、ひとり親家庭の子どもがふえていて、ひとり親家庭に至る経緯というのは、子どもの精神状態に与える影響というのはすごく大きいのではないかと

とされていますし、学校でのいじめ問題において、ひとり親家庭の子どもさんが加害者になる、あるいは被害者になるというふうな、そういう傾向が何かの調査で出ているのか、全くそういうものはないのか、その辺りの御認識というのはいかがでしょうか。

○久保順也参考人 エビデンスのある話ではなくて恐縮なのですが、私見や印象でしかありませんが、S-KETで相談を受けている中で、実際ひとり親の御家庭からの相談は少ないです。もしかしたら御夫婦そろっている御家庭だったら、例えば御夫婦で相談したうえでいじめ事案にあたっているから、S-KETに相談しなくても済んでいるのかもしれませんが。逆にひとりの御家庭は、パートナーに相談できないという中で、どうしてもなくなって、S-KETに相談を寄せているから、ひとり親の御家庭が多いと見えているのかもしれませんが。その背景まではわかりませんが、そういう実態はございまして、ただそれをもってひとり親家庭のお子さんがいじめられるとかいじめるということまでは、因果関係があるとは言えないと思います。

○佐々木努委員 いずれひとり親家庭に至る経緯の中で大きな精神的ダメージを受けるといことが、学校生活においてもさまざま影響を与えているのではないかと思いますし、実際に私もそれを見聞きしていますので、久保先生のおっしゃるとおり、相談員の方々が自由に回って、そういう子どもたちを支援することや、そういう人の配置については必要になってくるのだなということを改めて感じました。

それから、いじめというのは、もちろん私が子どもの頃もありましたし、私もいじめたことがあるし、いじめられたこともあって今に至るわけでありまして。これは極端な話ですけれども、今のロシアとウクライナも、いじめと言えはいじめであるし、中国と台湾の関係もそうでありまして、日本においてもさまざまな政治的な中でもいじめと思われるようなことがあるわけでありまして、大人の世界でもいじめというのは、むしろ子どもよりも深刻であるという見方もできるわけでありまして。そんな中で今、からかいも含めたいじめがこれまでにないぐらいふえているので、いじめ対策をしっかりと進めていこうという流れになっているわけですが、一方でいじめはゼロにはできないと私は思うわけでありまして。そういう中でもちよつとしたからかいなどを全てなくしていくことが、将来の大人になった子どもたちに与える影響というのはないのか考えています。社会というのは、非常に厳しい環境で、子どもの頃にさまざまな経験をしないで社会に放たれたとき、人として頑張っていけるのか、そういうことも心配で、このいじめ対策というのはどうしていけばいいのか。特に子どものいじめ対策をどうしていけばいいのか私も自問自答しながら考えているわけですが、久保先生はそういう状況の中で、御自身がどこに目標を持って、どのようなあるべき姿を掲げて取り組んでいらっしゃるのか、それをお聞かせください。

○久保順也参考人 委員がおっしゃるとおり、私もいじめがゼロになるとは思っていないわけですが。人と人が関われば、何らかの意見の違いもあるし、そこに思いの違いもあって、それについて傷つくことは必然だと思えます。そういった意味では傷つけばいじめになりますので、それをゼロにするということにはできないと思えます。極端な話、ゼロにしたいの

であれば、子どもたち同士の交流を制限すればいいのですが、そんなことをしたら望ましくない社会になるわけです。子どもたちがお互いにやり取りする中で、すれ違いもあって、意地悪もあって、そこでいじめた、いじめられたということが出てくるのは必然だと思います。全てのいじめが犯罪になるわけではないですが、傷ついた人がいるのは事実で、それを何とか早く見つけたいし、乗り越えていきたいし、そこを解決していける子どもたちになってもらいたいというのが私の思いですので、いじめはゼロにはできないのですが、それをきっかけに子どもたちが学び成長する機会になれば一番いいなと思っています。

ただ、子どもたちだけではなかなか難しいので、最初は大人の手が必要です。学校の先生や御家庭で大人が関わり、まずはいじめに気づいて、どうやったら解決できるか一緒に考えていく存在が最初は特に必要だと思うのです。それは学校教育の中でやることもあれば、家庭の中でやることもあろうかと思しますので、いじめについて知るということがスタートになると思います。p 4 c もその機会になっていくかもしれませんし、そういう大げさな機会ではなくてもいいと思うのですが、いじめという言葉はあまりにも強烈過ぎていじめ自死事案とか、そういうことに結びついていますので、非常に過敏に反応される方が多いのですが、いじめというのはそこら辺に幾らでもあるのだよということを確認したうえで、でもそれはよくないことだし、もう起きないようにお互い努力していきたいから、それぞれが何をできるかということを考える機会にしていきたいなというのが私自身の考えるところがございます。

○吉田敬子委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかにないようですので、本日の調査はこれをもって終了をいたします。

久保先生、本日は、子どものいじめ防止対策について御講演をいただきました。不登校や発達障がい、そして教育現場だけでなく家庭状況、社会情勢もあわせて、私たちは総合的に取り組んでいかなければいけないなど改めて考えさせられました。本日は誠にありがとうございました。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

○久保順也参考人 ありがとうございます。

○吉田敬子委員長 次に、9月に予定されております当委員会の調査事項についてですが、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。  
ありがとうございました。